

請願 第 号

平成 28 (2016) 年 6 月 10 日

佐世保市議会議長 市岡 博道 様

(請願者) 石木川まもり隊 代表 松本美智恵

連絡先:

水問題を考える市民の会 代表代行 篠崎義彦

新日本婦人の会佐世保支部 支部長 真如詠子

I 女性会議させば 代表 宮本美智子

(紹介議員) 早稲田矩子

山下千秋

石木ダム事業にかかる収用手続きの撤回を求める意見書の請願について

(請願の趣旨)

石木ダム建設事業に関して、共同起業者である長崎県と佐世保市は5月11日、第3回目の裁決申請を長崎県収用委員会に行いました。これで13世帯の全ての土地と家屋が裁決申請されました。収用委員会の収用裁決が出れば（一部については既に裁決済み）収用手続きは完了し、居住者は家屋の明け渡しを迫られます。しかし収用対象の居住者は決して応じないと断言しています。起業者が工事を強行するためには、行政代執行という強権発動が避けられません。

中村知事は、収用手続きの前提である事業認定申請などの際に、「話し合いをすすめるため」と弁明していました。しかし、中村知事は、反対地権者や専門家の、石木ダムは治水にも、利水にも、必要でないことを示す意見に対して、なんら合理的な説明は行っていません。

この間の付替え道路工事強行姿勢などにもみられるように、県当局はただ建設強行ありきの態度です。

第3回目の裁決申請に際して地元新聞は「13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた」と指摘しました。

地権者の方は法廷で、「祖父の思いを受け継ぎ、生まれ育ったこの土地を、子どもたちに残したい。ごく普通の今の静かな暮らしを続けたい。私たちの願いはただそれだけです」と陳述しました。

今、国民一人ひとりの個人としての尊厳を尊重することが強調されています。石木ダム事業のために、地権者の人権である居住権を奪ってはなりません。地権者の心、尊厳をふみにじってはなりません。

以上の趣旨により次の事項を請願します。

(請願事項)

石木ダム事業にかかる収用手続きの撤回を求める意見書を、長崎県知事および佐世保市長へ提出してください。

(以上)